

教員免許事務担当者講習会資料（一般的包括的内容を含む科目の詳解）

■教育職員免許法施行規則

第 4 条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数		
	第二欄	(省略)	第六欄
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	(省略)	大学が独自に設定する科目
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	(省略)
専修免許状	28	(省略)	28
一種免許状	28	(省略)	4
二種免許状	12	(省略)	4
備考			
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上修得するものとする。			
イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、			
ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」			
ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ			
ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験			
ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、			
ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、			
ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、			
チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、			

リ	技術	材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
ヌ	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
ル	職業	産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
ヲ	職業指導	職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
ワ	英語	英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
カ	宗教	宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。		
三	英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。	
四	第一号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。	
(省略)		
六	各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。	

社会を例に説明すると次のとおりです。

“日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」”のことを表備考第1号では教科に関する専門的事項に関する科目とよんでいます。

社会の教科に関する専門的事項に関する科目には“日本史・外国史”から“「哲学、倫理学、宗教学」”まで5つの区分があります。これをそれぞれ事項または科目区分といいます。以降、説明の便宜上、事項に統一します。

“日本史・外国史”のように1つの事項に2つ（複数）の別個の事項が含まれている事項を“複合事項”とよびます（令和6年4月4日付け事務連絡において定義）。そして、複合事項に含まれる別個の事項、“日本史・外国史”であれば“日本史”“外国史”を“含有事項”とよびます（令和6年4月4日付け事務連絡において定義）。

科目区分という表現は課程認定申請の手引き（令和8年度開設用＜別冊＞）23頁のQ&Aにてきます。

Q&A No.4

Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。

A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りが無いかどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にする。）

事項という表現は事務連絡（令和 6 年 4 月 4 日付け）にでてきます。

中学校又は高等学校教諭の普通免許状を取得するに当たって修得が必要となる「教科に関する専門的事項に関する科目」における「教科に関する専門的事項」（施行規則第 4 条表備考第 1 号及び第 5 条表備考第 1 号）は、「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」（同備考第 2 号）とされているところ、例えば中学校理科「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」や中学校社会「日本史・世界史」など、事項としては 1 つであるが、その中に複数の別個の事項が含まれるものがある（以下、こうした事項全体を「複合事項」、当該複合事項に含まれる別個の事項を「含有事項」という。）。

※「日本史・世界史」とありますが「日本史・外国史」の誤りです。

それぞれの事項において 1 単位以上修得することが求められています。

表備考第二号において“教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない”とあります。

各事項において、1 単位以上修得する必要がありますが、その単位には一般的包括的な内容を含まないといけません。

一般的包括的な内容とは課程認定審査の確認事項 2（1）に次のとおり規定されています。

施行規則第 4 条第 1 項表備考第 2 号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

一般的包括的な内容の考え方は上記、課程認定申請の手引き（令和 7 年度開設用）Q&A、No.4

のとおりです。

一般的包括的内容を含む科目は1つの授業科目だけで構成する必要はありません。

▼新田正樹・大畠啓子（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎 第三回 教職課程②教科に関する科目群」『SYNAPSE』第20号、36頁

なお、一般的包括的科目として適当であるかどうかを判断する上では、学習指導要領が1つの指標となる。たとえば、中学校教諭の教職課程（保健体育）の場合、「体育実技」の科目の修得が求められているが、中学校学習指導要領中保健体育の項において扱うことと示している体育分野は、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」であることから、「体育実技」では、学習指導要領に示されているこれら7分野すべての内容を学修することが必要である。具体の授業科目の開設にあたって、1つの授業科目で一般的包括的内容すべてを必ず網羅する必要はなく、複数の開設科目によりこれら全分野を網羅すること、場合により各分野毎に授業科目を開設し、全体について必修科目として履修させることも認められている。

次に事項名に含まれる“・”と“[]”の意味をおさえておく必要があります。単なる記号ではなく意味をもった記号です。

“・”は“及び”という意味です。旧法（平成10年改正法）下においては“日本史及び外国史”でしたが、新法（平成28年改正法）下においては“日本史・外国史”という表記になりました。つまり、事項“日本史・外国史”においては、日本史と外国史の両分野の一般的包括的内容を含んで1単位以上必要となります。

“[]”は表備考第4号に“当該事項の一以上にわたって行うものとする”とあります。“[法律学、政治学]”においては、両分野の一般的包括的内容を含む単位の修得は必要なく、例えば法律学分野の一般的包括的内容を含む単位のみで、事項“[法律学、政治学]”の一般的包括的内容を含む単位を修得したこととなります。“法律学”と“政治学”分野でそれぞれ一般的包括的内容を含む授業科目を用意しても両方の単位を修得しなければならないというわけではありません。

▼教員免許ハンドブック Ⅰ（解釈事例編 506 頁）

◎「哲学、倫理学、宗教学」の単位修得方法

Q 中二種免（社会）を取得する場合の単位修得方法について、教科に関する科目のうち「哲学、倫理学、宗教学」についての科目履修は、「[]」の中のいずれか1科目の修得でよいのか。

A 施行規則第4条第1項の表備考第3号の規定により、「[]」内に表示された科目の単位の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとされていることから、いずれか1科目の修得で足りる。

A 中の施行規則第4条第1項の表備考第3号は現行規則では第4号

事項に（ ）書きで「～を含む」という言葉が入っている場合は、その含む内容を含んで初めて一般的包括的内容を含む内容となります。

▼教員免許ハンドブック Ⅰ（解釈事例編 505 頁）

◎合唱の単位は音楽の「声楽（合唱を含む。）」の単位に含められるか。

Q 施行規則第 4 条第 1 項の表、音楽の教科に関する科目中、声楽（合唱…を含む。）の単位は、合唱のみの単位でよろしいか。

A 施行規則第 4 条第 1 項表備考第 1 号の定めるところにより、「声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）」について一般的包括的な内容を含むものでなければならないので、「合唱」のみの内容の科目の単位をもって一般的包括的な内容を含むとは言えない。

Q 中の施行規則第 4 条第 1 項の表は現行規則では施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 1 号

A 中の施行規則第 4 条第 1 項表備考第 1 号は現行規則では施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 2 号

▼教員免許ハンドブック Ⅰ（解釈事例編 506 頁）

◎保健の単位修得方法

Q 施行規則第 4 条第 1 項の表、「保健」の教科に関する科目中、「学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」の（ ）内の 4 科目は、その 4 科目全部を修得しなければならないか。又はその一部でよいのか。

A 4 科目全部を修得しなければならない。

Q 中の施行規則第 4 条第 1 項の表は現行規則では施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 1 号

これまでの説明を表にまとめると次のとおりです。

表備考第 1 号、第 2 号、第 4 号

	事項／科目区分	最低修得単位数	修得内容
教科に関する専門的事項に関する科目	日本史・外国史	1	日本史と外国史の両分野において一般的包括的内容を含む単位を修得
	地理学（地誌を含む。）	1	地誌を含んで一般的包括的内容を含む単位を修得
	「法律学、政治学」	1	法律学または政治学のいずれかの一般的包括的内容を含む単位を修得
	「社会学、経済学」	1	社会学または経済学のいずれかの一般的包括的内容を含む単位を修得
	「哲学、倫理学、宗教学」	1	哲学、倫理学、宗教学のいずれかの一般的包括的内容を含む単位を修得

各事項において1単位以上一般的包括的内容を含んで、各教科の指導法とあわせて一種免許状であれば、28単位修得することになります。各教科の指導法の最低修得単位数については表備考第6号において中一種免の場合は8単位と規定されているため（高一種免の場合は4単位）、各教科の指導法の単位を8単位とした場合、教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数は20単位となります。

旧法（平成10年改正法）下においては教科に関する科目の最低修得単位数は20単位と規定されていたことから、20単位を下回ると免許状授与の要件を満たさないことになっていました。しかし、新法（平成28年改正法）下においては教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数の規定がなくなったため、例えば、各教科の指導法の最低修得単位数を10単位とした場合、教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数は18単位となります。

“・”で結ばれる事項（複合事項）については、社会の“日本史・外国史”を除き、1つの認定課程（1学科等）において一般的包括的内容を含む単位を修得することが2024年4月4日の解釈変更前までは求められていました。

しかし、2024年4月4日の解釈変更後は“・”で結ばれる事項（複合事項）においては、複数の認定課程（2以上の学科等）において一般的包括的内容を含む単位を修得して、一般的包括的内容を満たすことが可能となりました。

事務連絡（令和6年4月4日付け）

（1）変更前

含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合に、それらを合わせて複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したとみなすことは基本的にできず、複合事項に含まれる含有事項は、1つの大学等で修得する必要がある。

例外として、中学校「社会」に係る教科に関する専門的事項のうち「日本史・外国史」に関する科目の単位のみ、高等学校「地理歴史」における「日本史」及び「外国史」と共通開設されており、かつそれぞれが一般的包括的内容を含むものとして開設されている場合に限り、異なる大学等においてそれぞれを修得することが可能。

なぜ“日本史・外国史”が例外扱いであったのかということですが、同一学科等において、通常、社会と地理歴史の認定を受けていることが多いと思います。その場合、“日本史”分野の一般的包括的内容を含む科目として例えば“日本史概説”という授業科目を開設していたとすると、社会と地理歴史は共通開設（1つの授業科目の単位を複数の免許課程の単位で使用できるとする特例）が可能のため、“日本史概説”の単位を修得すれば、社会と地理歴史の“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得したことになります。

この場合、地理歴史では“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得したことになるにもかかわらず、社会においては“日本史”分野に加え、“外国史”分野の一般的包括的内容を含む科目の単位の修得ができた場合のみ、“日本史・外国史”の一般的包括的内容を含んで修得したとして証明できないとなると次のようなことが生じるため、例外的に複数の認定課程の単位のあわせわざで一般的包括的内容を含む証明が可とされていました。

“外国史”分野の一般的包括的内容を含む科目の単位の未修得により、卒業後他大学において、“日本史・外国史”の一般的包括的内容を含む単位を修得するにあたって、地理歴史の“日本史”分野では一般的包括的内容を含む証明ができているにもかかわらず、“日本史・外国史”の事項において一般的包括的内容を含んでいないと証明されると、すでに出身大学において“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得しているにもかかわらず、あらためて他大学において“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得しなければならないため。

事務連絡（令和 6 年 4 月 4 日付け）

（２）変更後

中学校社会「日本史・外国史」に限らず、複合事項に含まれる含有事項に関する科目を異なる大学等で修得した場合に、含有事項に関する科目のそれぞれについても一般的包括的内容を含んでいると授与権者において確認できる場合は、共通開設されているかどうかを問わず、それらを合わせて、複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したと認めることを可能とする。

授与権者における確認の方法としては、授与権者ごとに判断が分かれることのないよう、学力に関する証明書において、複合事項全体としてのみならず、含有事項それぞれについて一般的包括的内容を含むかどうかについての確認欄を新たに設けることとし、大学等の判断において、必要に応じて記載することとする。

教科に関する専門的事項に「・」が含まれる教科

◇中学

●社会

○日本史・外国史

●理科

○物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

●音楽

○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

●美術

○美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

●保健体育

○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）

○衛生学・公衆衛生学

●保健

○生理学・栄養学

○衛生学・公衆衛生学

●技術

○機械・電気（実習を含む。）

◇高校

●地理歴史

○人文地理学・自然地理学

●音楽

○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

●美術

○美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

●工芸

○図法・製図

○工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

●保健体育

○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）

○衛生学・公衆衛生学

●保健

○衛生学・公衆衛生学

●情報

○情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理

○コンピュータ・情報処理

○マルチメディア表現・マルチメディア技術

●福祉

○高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉

○介護理論・介護技術

○人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解

○加齢に関する理解・障害に関する理解

文科省例示の証明書記載例

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目	
		名称	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目			
・教科に関する専門的事項			
日本史・外国史			
うち日本史に係る科目			
うち外国史に係る科目			

確認欄で誤ってはいけないのは、中高の教科に関する専門的事項に関する科目において、1つの事項において2科目以上の必修科目が設定されている場合です。

授業科目の内容上、2科目の単位を修得してはじめて、一般的包括的な内容を満たす場合、当然2科目修得して初めて一般的包括的な内容を満たしたことになります。正確な理解を要するケースとして次の4パターンがあります。課程認定申請様式第2号（関係様式の抜粋）を用いて説明します。下線を引いた授業科目及び単位数は課程認定申請と同様に一般的包括的な内容を含む授業

科目及び単位であることを示しています。

◆パターン１（高等学校：地理歴史）

各科目に含める ことが必要な事 項	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
		必修	選択
日本史	<u>日本史A</u> <u>日本史B</u>	<u>2</u> <u>2</u>	

日本史Aと日本史Bの両方の単位修得でもって、事項“日本史”を一般的包括的にカバーしたことになります。よっていずれか１科目の単位が未修得となった場合は、確認欄に○を入れることはできません。

◆パターン２（高等学校：地理歴史）

各科目に含める ことが必要な事 項	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
		必修	選択
日本史	<u>日本史A</u> <u>日本史B</u> 日本文化史	<u>2</u> <u>2</u> 2	

一般的包括的ではない「日本文化史」を必修科目として設定している場合、「日本文化史」が未修得となった場合であっても、「日本史A」及び「日本史B」の単位が修得できていれば確認欄に○を記入することができます。「日本文化史」は大学の教学上の理由で必修とされているだけで免許法施行規則上の必修科目ではないということになります。よって「日本文化史」の未修得となっても事項「日本史」の確認欄に○が記載できないということにはならないものの、卒業要件上の必修科目としている場合は「日本文化史」の単位を修得できないと当然のことながら卒業できないということになりますので、一種免許状の場合、免許状を申請することはできません。

“必修”という意味が一般的包括的内容を含む科目という意味での“必修”なのか、最低修得単位数を満たすために設定されている“必修”なのか、また、卒業要件上の“必修”なのか、どういう意味で“必修”という言葉が使われているのか、課程認定申請書の記載から確認する必要があります。

◆パターン３（中学校：社会）

各科目に含める ことが必要な事 項	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
		必修	選択

日本史・外国史	日本史概説	4	
	西洋史概説	4	
	東洋史概説	4	

“外国史”分野の一般的包括的内容を含む科目は“西洋史概説”と“東洋史概説”になります。仮に、“西洋史概説”のみ未修得となった場合は、“日本史”分野のみ確認欄に○を記載することができ、当然のことながら“外国史”分野の確認欄には○を入れることはできません。

◆パターン4（中学校：社会）

各科目に含める ことが必要な事 項	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
		必修	選択
「社会学、経済学」	社会学概論	2	
	経済学	2	

「」の事項についてはいずれか1つの分野のみの一般的包括的内容を含む科目の単位修得のみで免許法施行規則上の一般的包括的な内容を含む要件を満たします。

この事例では社会学分野の一般的包括的内容を含む科目は“社会学概論”、経済学分野の一般的包括的内容を含む科目は“経済学”が設定されています。両科目を必修としておりいずれか1科目の修得しかいたらなかったとしてもこの事項の一般的包括的内容を満たしたとして確認欄に○を記載することができます。

このようなカリキュラムにしている場合、“社会学概論”と“経済学”の単位のうちいずれか未修得に至った場合であっても、他の事項の一般的包括的内容を含み免許状取得の取得要件を満たしている場合は免許状を取得できます。しかし、学生には履修ガイドで“必修”と記載されている科目の単位が未修得にもかかわらず免許状を取得できることについて、丁寧な説明が求められます。

間違っても“必修”単位が未修得に至ったため免許状取得に至りませんでしたとすぐに伝えるのはトラブルのもととなります。このような場合に本当に法令上、免許状の取得ができないのか確認した上で、取得できないと判断できてようやく伝えるという対応が必要です。具体的な説明は『事例から学ぶ、事例でわかる大学教職課程事務』の第2章の事例に委ねますが、担当者が大学が定める最低修得単位数と法定最低修得単位数の意味をきちんと理解していなかったために生じた大事故の事案をもとに法令を踏まえた判断のポイントを説明しています。

繰り返しになりますが、このようなことを未然に防ぐため、“必修”単位が未修得の場合でも免許状取得の可能性がないか確認する必要があります。

以 上